

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 坂 内 鉄 次

賛成者 上 野 利 一 郎

〃 矢 吹 哲 哉

〃 関 本 美 樹 子

〃 後 藤 誠 司

〃 渡 部 勇 一

〃 渡 部 孝 雄

議会案第 7 号 労働基準法等改正案（閣法）の撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

労働基準法等改正案（閣法）の撤回を求める意見書

政府が国会に提出している「労働基準法等の一部を改正する法律案」（第１８９回国会第６９号）は、「高度プロフェッショナル制度」の創設（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働時間規制の緩和を柱に、長時間労働をさらに助長する内容である。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールであり、これを揺るがすことは許されない。過労死等防止対策推進法の施行により、政府は、わが国に蔓延している長時間過密労働を抑止する政策を打ち出すべきであるにもかかわらず、本法案は逆行している。

特に労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）は、「残業代ゼロ法案」、「過労死促進法案」として国民の強い批判にさらされ、過去に政府が法案提出を諦めた「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同様のものであり、創設することは許されない。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を遵守し、全ての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入することが必要である。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 労働基準法等改正案（閣法）を撤回すること。
- 2 「時間外労働限度基準」告示を法律へと格上げすること。
- 3 全ての労働者を対象とした「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年６月１５日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄

【意見書提出先】

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣官房長官	菅	義偉	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿
衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿